平成２２年（フ）第９０号
北海道小樽市稲穂５丁目19番１号島田方、前住所北海道古宇郡泊村大字興志内村218番地
債務者　小林　宗孝
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第９１号
北海道小樽市稲穂５丁目19番１号島田方
債務者　小林　麻美（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第９２号
北海道小樽市赤岩２丁目９番10号、前住所北海道小樽市赤岩１丁目２番29号
債務者　赤坂　輝正
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１５号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別22―39　加森観光喜茂別寮303号、住民票上の住所北海道虻田郡留寿都村字泉川27番地１
債務者　長家　和幸
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第９０号
北海道苫小牧市山手町１丁目８番２―101号
債務者　室田亜優美（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４９９号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目11番17号
債務者　千葉　正彦
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５０９号
宮城県黒川郡大郷町鶉崎字袋36番地
債務者　小嶋　順一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５４７号
仙台市泉区上谷刈６丁目５番24号
債務者　齋藤　祐一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５５３号
仙台市泉区鶴が丘３丁目17番地の17
債務者　後藤　由佳
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５６５号
仙台市青葉区千代田町12番７号　ベルグラン千代田202
債務者　小林　良彦
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５９８号
仙台市青葉区中山７丁目19番16号　ＬＩＮＯ中山202
債務者　佐藤　久義
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７４号
宮城県柴田郡村田町大字小泉字愛宕山11番地２
債務者　関　　和恵
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第７５号
宮城県角田市角田字中島下457番地２
債務者　田中　克子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第７６号
宮城県柴田郡村田町大字村田字北塩内22番地12
債務者　高橋　真弓
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１９０号
秋田市飯島松根東町１番14号
債務者　小林　澄子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９２号
秋田県男鹿市本内字屋布下101番地
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９３号
秋田県男鹿市本内字屋布下101番地
債務者　佐藤多佳子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９５号
秋田県潟上市昭和大久保字北野細谷道添45番地６
債務者　後藤ミサ子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部